

令和 6 年度
第12回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和 7 年 3 月 10 日開会

高松市農業委員会

令和6年度第12回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和7年3月10日（月）午後2時開会

開催場所 高松市役所 13階 大会議室

出席委員 21人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 藤澤 鶴夫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔

欠席委員 3人

- 16番 河田 薫
- 22番 橋田 行子
- 25番 山田 憲一

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農 政 課 長 山上 浩平
- 農政課長補佐 森 亮介
- 農 地 係 長 森 明雄
- 農政管理係長 山崎 博司
- 会 計 年 度
- 任 用 職 員 河合 良治
- 主 任 主 事 溝渕 勝久
- 副 主 幹 金田 篤宗

主 任 主 事 多 田 利 浩

議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 1 号 ア 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消願について

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第 7 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可の取消願について

議案第 8 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 9 号 非農地証明願について

議案第 10 号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 16 条第 1 項の規定による

開発計画に対する意見について

議案第 11 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

議案第 12 号 違反転用に係る指導文書の発出について

議案第 13 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第 14 号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除について

議案第 15 号 令和 7 年度最適化活動の目標設定等（案）について

議案第 16 号 高松市地域計画の策定について

報 告 農地法第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和6年度第12回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中21人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、16番河田委員、22番橋田委員、25番山田委員の3名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名ではありますが、先例に従い、私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は11番 谷口委員及び7番 瀧本委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合職員 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページを御覧ください。

1番から4番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

4番は、3条許可申請所有権16番に関連しています。

2ページを御覧ください。

5番から7番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

8番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

3ページを御覧ください。

9番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。3条許可申請所有権30番に関連しています。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

4ページを御覧ください。

1番、2番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。1番は5条許可申請賃借権1番に、2番は5条許可申請所有権9番に各々関連しています。

3番は転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。5条許可申請所有権20番に関連しています。

5ページを御覧ください。

4番、5番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

6番、7番は売買目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

6ページを御覧ください。

8番、9番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

7ページを御覧ください。

10番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はあ

りません。3条許可申請所有権30番に関連しています。

8ページを御覧ください。

11番、12番は、転用目的のため香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。12番は、5条許可申請所有権32番に関連しています。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について9件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について12件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につきまして、御説明申しあげます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、廊下や階段等を共用する部分が無い、いわゆる、長屋住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、申請者が、将来の生計維持のため、安定した収入確保が必要であることから、転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、既存居宅及び納屋と車庫を増築した際、隣接所有農地を利用していることがこの度判明したため、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成5年に建築済みで、追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が619.37平方メートルあります。

3番は、農地の進入のための道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、平成8年に農道拡張工事を行ったもので、今回、分筆・転用申請が未了であることが判明したため、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年に造成済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

なお、許可後は、高松市多肥土地改良区に公衆用道路として寄付をする予定です。農業用施設なので、無断転用扱いにしておりません。

4番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存の納屋が老朽化したものの、住宅との配置関係から建て替えができないため、申請地に新たに納屋を新築するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、申請地周辺にマンション、事業所等が立ち並んでいることから駐車場の需要が見込まれ、近隣マンション居住者等の利用要望に対応するとともに、申請者が将来の生計維持のため、安定した収入確保が必要であることから転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、6棟の貸住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、先代が昭和48年頃、隣接地に賃貸住宅を建築した際、倉庫も同時に建築し、申請地を利用していることが今回判明したため、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は造成済みで、この度追認許可を得るものです。隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が964.53平方メートルあります。

次のページを御覧ください。

7番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、先代が居宅に隣接して、申請地に誤って農業用倉庫を建築したため、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和48年頃に建築済みで、この度追認許可を得るものです。隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が576.39平方メートルあります。

8番は、植林用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、30年以上耕作しておらず、周辺の山林と共に竹林地になり苦慮していたところ、塩江町森林組合による特定森林再生事業を活用し、申請地にひのきを1.8メートル四方に1本、合計526本植栽し、森林環境及び水の保全を行うもので、

転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅の駐車スペースが不足し、隣接農地を駐車場用地として車庫2棟を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成19年に建築済みですが、この度追認許可を得るものです。合計面積が非農家の自己住宅で認められる500平方メートルを超えますが、隣接に農地は無いこと、及び被害防除措置も適切であり適当と考えます。

併用宅地等が445.52平方メートルあります。

10番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、申請地のうち3筆は第2種農地、1筆63平方メートルは、奥谷地区新農業構造改善事業において土地改良法に基づき換地処分された第1種農地に区分されますが、家族が増え既存の住宅では手狭になったため、自宅の隣接地に新たに住宅を建築したもので、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和61年に建築及び造成済みで、この度追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が555.71平方メートルあります。

11番は、家具製造及び内装仕上工事業を個人事業として、営む子への貸木工作业所用地として、転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、祖父の代から納屋用地として利用してきましたが、木工所を営むようになり、現在、子が木工作业所と倉庫用地として利用しているもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年から平成4年にかけて建築済みですが、この度追認許可を得るものです。隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番は、11番の利用者と同じ子への貸物置用地として、転用申請するものです。

立地基準については、11番の案件に、県道を挟んで対面する位置にあり、第2種農地に区分されますが、子の木工作业所の物置用地として利用しているもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成3年から4年にかけて建築済みですが、この度追認許可を得るものです。隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

次のページを御覧ください。

13番は、非農家の自己住宅の住宅拡張用地及び道路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、子の成長に伴い既存の住宅では手狭になったため、自宅の隣接農地に新たに住宅を増築し、車の台数が増えたため、車庫を建築したもので、適法に対応しようと転用申請するものです。

また、一部市道に含まれる所有農地を現状と一致するため転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和54年から59年にかけて、申請地は建築及び造成済みで、この度追認許可を得るものです。隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が195.48平方メートルあります。

14番は、看板用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、申請地は国道11号線に面した大きな交差点に近い土地で、近隣の店舗から要望があったため、平成11年より看板を設置していたもので、適法に対応しようと転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成11年に造成及び設置済みですが、この度追認許可を得るものです。隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、納屋の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、農道を使つての納屋への進入に不便があり、南側の市道から進入できるようにするため、転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成13年に造成済みですが、この度追認許可を得るものです。隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、先代が申請地に物置2棟を建築したので、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和28年から46年にかけて建築済みですが、この度追認許可を得るものです。隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用山林が422.53平方メートルあります。

現在、業務の都合で県外に居住していますが、将来帰郷し利用する予定です。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について16件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主任主事 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書12ページを御覧ください。

1番は、令和4年1月12日付けで使用貸借により営農型太陽光発電設備用地として農地法第5条第1項の規定による転用許可を受けていましたが、転用計画の廃止により、許可の取消願があったものです。

取消後は、所有者が引き続き農地として利用します。

2番は、令和6年3月29日付けで所有権移転により特定建築条件付売買予定地用地として農地法第5条第1項の規定による転用許可を受けていましたが、転用計画の変更により、許可の一部取消願があったものです。

取消願と併せて、転用許可申請が提出されております。後ほど、5条許可申請所有権25番で説明させていただきます。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主任主事 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、御説明申し上げます。

議案書13ページを御覧ください。

1番は、令和4年10月20日付けで、宅地分譲用地3区画として転用許可を受けていましたが、土地購入者の要望により、区画数を3区画から2区画に変更するため、計画変更をすることと、併せて、工事期間を令和8年9月30日まで延長するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は令和5年12月5日付で、住宅2階建2棟の特定建築条件付売買予定地用地として転用許可を受けていましたが、住宅購入者の要望から、住宅2階建2棟から住宅2階建1棟に変更することにより、許可後の事業計画変更申請をするものです。

3番は、平成27年3月30日付けで、住宅2階建1棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、事業地で売れ残っている最後の1区画について、近隣事業者から駐車場として利用したい旨の要望があったため、転用目的を変更するものです。併せて、工事完了日を令和7年3月20日まで期間延長する、許可後の事業計画変更申請をするものです。

なお、1番及び3番については、業計画変更承認書を手交する際に、工期内に事業計画変更申請を行うよう指導しておりますが、引き続き転用者に対し、粘り強く注意喚起を行うよう努めてまいりたいと存じます。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案について議題いたします。

まず、現地調査の概要を、調査委員の谷口委員より報告をお願いいたします。

谷口委員 現地調査委員の谷口です。

今回の特別現地調査委員は、瀧本委員と私の2名で、先週の金曜日に現地調査を実施しました。

今回の特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転7件、賃借権1件及び使用貸借1件で、合計9議案です。

所有権移転1番、2番、4番から7番、及び使用貸借1番の合計7件につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、所有権移転4番までを私が、同5番以降を瀧本委員から報告します。

それでは、別紙の5条特別議案書、所有権を御覧ください。

1番は、高松市立龍雲中学校北東500メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地の南側及び西側隣接地一帯は都市計画用途地域であり、都市計画の線引き廃止前から開発が盛んで、南側一帯は50棟を超える住宅団地が広がり、閑静な住宅街に接しており、1キロ圏内には教育施設もあり、子育て及び生活に便利で、営業活動から得た多肥地域での住宅購入希望者の要望に対応するため申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、隣接農地関係者の同意も得ており、転用の確実性が認められ、被害防除措置も適切であると考えます。

併用する宅地等が429.19平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、高松市立牟礼北小学校北東700メートルに在り、東京銀座、表参道に店舗展開し、「アイファニーブランド」で宝石、貴金属、アクセサリー等の製造、卸、販売及び輸入業を営んでいる転用申請者が、店舗、露天展示場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用法人の代表者が感銘を受けている著名なデザイナーの一人、ノグチイサムの庭園美術館及び石の民俗資料館が近くにあり、計画するダイヤモンドアート、家具、絵画の展示スペースを確保するという事業計画に合う立地環境で、景観を重視して候補地の比較検討した結果、申請地は、20メートルほどの高低差があり、段差を有効利用し、展望台等も計画できるもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地等が383.50平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。

3番は、高松市立前田小学校北西600メートルに在り、一般企業等で働くことが難しい比較的重度の障害者に、障害者総合支援法に基づき、働く場を提供する障害福祉支援施設である貸B型就労施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、本市内、木太町で同事業を展開している法人が、現在賃借している同様の施設が、登録利用者の増加により手狭となってきたことから、新たな代替施設を計画したもので、同内容の事業を全国展開している転用者が、本市内の依頼法人からの要望により、野菜等の室内水耕栽培施設を計画できる同施設を建築し、必要とする法人に賃借するもので、申請地は、高松市道に面しており、国道11号線にも近く、登録者が利用しやすい環境にあり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

4番は、高松自動車道中央インターチェンジ南東400メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地周辺は、近年同業者の住宅団地が数多く計画、販売され、住宅購入需要の高い区域となっており、自社の営業活動から得た周辺での住宅購入希望者の要望に対応しようとするものです。

主要地方道中徳三谷高松線及び国道11号線に近く、沿線には医療、商業施設が充実しており、

生活に便利で、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しております。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、5番からは、瀧本委員が説明します。

現地調査委員の瀧本です。

5番は、高松市立三溪小学校南1.9キロメートルの中山間地域内に在り、食品機械の設計・設置事業を営んでいる転用者が、近年、業績が好調で、従業員数も190名まで現在増え、今後も順調に成長が見込めることから、本社事務所・工場横で、増加する従業員用と、事業用車両、また、現在着手中の新たな工場、研究棟の建設に従事する者の利用も含めた、露天駐車場を計画するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は本社事務所及び既存工場・倉庫用地の南側に位置するもので、利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は、地権者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

6番は、高松市立勝賀中学校南900メートルに在り、1番と同じ転用者が自ら建築、販売する分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、高松市道を挟んで西側一帯は都市計画用途地域の第一種低層住居専用地域で、個人住宅及び分譲住宅が多数建築されている地域で、交通の利便性の良い、主要地方道高松善通寺線に近く、沿線には大型商業施設が、近くには教育施設が充実しており、当地区で手持ち販売案件の無い転用者が、自社の営業活動から得た周辺での住宅購入希望者の要望に対応しようとするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が95平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。

7番は、高松市立山田中学校南西800メートルに在り、神奈川県川崎市に本社を置き、自動車のオークション、中古車販売事業を全国展開している法人から依頼を受けた不動産の賃貸、管理業を営む転用者が、貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、依頼法人が現在、古高松地区で6,500平方メートルの敷地で事務所、駐車場として利用している用地を

返却しなければならなくなり、同面積の代替用地を至急確保する必要から候補地を検討していたものです。

申請地は県道高松西植田線沿線で、車両の出入りも容易で、北側隣接には同様の自動車関連の工場、事務所、駐車場が既にあり、大きな環境変化がないことから適地と判断し選定したもので、商品としての車両約95台、輸送用のキャリアカー11台、来客及び社員用の駐車場20台、車両荷下ろし場が確保でき、適地と判断したもので転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、西側隣接農地の田渡し水路廃止については、「ふさがれても、問題はない。農地への影響もない。」と地権者と調整済みの書類が提出されており、既存の区域内農業用施設についても、地元水利組合、土地改良区と構造を変更し、残すことで協議済みであることから農業用施設、農地への影響が無いよう計画しており、転用の確実性が認められ、万一、転用することによって付近の土地、作物等に被害が及ぶ場合は、転用事業者及び当事者間において誠意をもって解決する旨の確約書が提出されていることから、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借に係る農地返還通知12番に関連し、併用する雑種地等が、1,006.10平方メートルあります。

現地調査の結果、農地転用の法定添付書類ではない、隣接農地関係者同意書について、押印の事実に疑義がある旨、隣接農地関係者から申出が地区部会にありましたが、農業委員会において真実か否かの判定ができないことから、地区部会同様、当事者、転用者及び関係する行政書士間で解決するよう現地立会した担当行政書士に指示しました。

次のページを御覧ください。

賃借権設定の案件です。

1番は、ことでん長尾線元山駅北東1キロメートルに在り、4輪・2輪自動車、及び中古車両の販売業を営んでいる転用者が、既存事務所、駐車場用地に新たな追加車両を置く余裕が無く、増加する中古展示車両を置く、露天車両置場用地を増設するため転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松長尾大内線横にある既存施設の東側に接続、延長するもので、従業員車両と事業車両を区分駐車でき、事業効率の向上が図れ、不足する車両数を駐車できる面積であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は、地権者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が5,705.45平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。

使用貸借による権利の設定案件です。

1番は、高松市立三溪小学校南東1キロメートルに在り、不整形で、窪地にある農地8筆につ

いて、造成し、南側農地と同程度の高さにし、耕作のしやすい3段の農地に改良するよう地権者からの依頼を受け、転用者が令和10年2月まで一時転用するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、耕作不便な地権者からの改良要望に応えるもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和4年1月に一時転用許可を得て全体土量約1万2,900立方メートルを埋め立てる予定でしたが、約65%の8,400立方メートルを造成したもの、予定量を期間内に調達することが出来ず、造成途中となっていることから、再度、一時転用申請するもので、完了後は、麦、花木を栽培するものです。

農地復元の誓約書も提出され、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転7件、賃借権1件及び使用貸借1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしくお願いします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

富本委員 特別議案の所有権移転7番について、「農地転用の法定添付書類ではない、隣接農地関係者同意書について、押印の事実には疑義がある旨、隣接農地関係者から申出が地区部会にありました。」とあるが、転用者の隣接同意の確認が取れていないことは問題があるように思う。

多田主任主事 転用面積が2,000平方メートル以上のものに提出を求めている隣接同意書は、法定添付書類でなく行政指導によるものであるもので、隣接同意が取れていないことをもって不許可にできない。転用者からの誓約書も提出済みである。

議 長 委任を受けている行政書士に対し、異論が出たことを最大限考慮してもらうよう折衝することを条件として許可することに決定しました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝淵主任主事 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申し上げます。

議案書14ページを御覧ください。

1番は、自動車解体業、土木・建築工事業等を営む法人が、事業拡大のため新たな資材置場が必要となったため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和59年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接に

農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用農道水路が62.34平方メートルあります。

3番は、特別議案です。

議案書15ページを御覧ください。

4番は、母の農地を譲り受けて、分家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、既存宅地と一体的に利用するもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が425.58平方メートルあります。

5番は、自宅への進入路が狭く、緊急車両等の通行に支障があるため、申請地を進入路拡張用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住居に隣接しており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路等が105.65平方メートルあります。

6番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面しており、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、印刷用デザインの制作等を営む法人が、事業が順調であることから、従業員の駐車場等が手狭となり、新たな車両置場が必要となったので、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が71.38平方メートルあります。

議案書16ページを御覧ください。

8番は、油圧機器部品の製造等を営む法人が、作業量の増加に伴い、既存の資材置場が手狭となっていることから、新たに露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、本社からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が141.00平方メートルあります。

9番は、介護保険法に基づく福祉事業を営む法人が、事業の拡大により、来客者等の駐車場が手狭となり、新たな車両置場が必要となったので、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が、併用地を介して、市道に接しており、交通のアクセスが良く、事務所からも近く管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、602.64平方メートルあります。

使用貸借に係る農地返還通知2番と関連しております。

10番は、特別議案です。

議案書17ページを御覧ください。

11番は、不動産賃貸管理業等を営む法人の代表者が、老後を考え、立地条件の良い申請地に移住し事業を継続するため、事務所兼住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松牟礼線に近く、交通のアクセスが良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用公衆用道路が2.83平方メートルあります。

12番は、薬局の経営をしている法人が、来客者用の駐車場が慢性的に不足しており、新たな車両置場が必要となったため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が、

併用地を介して、県道三木牟礼線に接しており、また、薬局にも隣接していることから、利便性も高く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が601.05平方メートルあります。

13番は、特別議案です。

議案書18ページを御覧ください。

14番は、近隣の共同住宅等の住民から、駐車場を増やしてほしいとの要望があったため、新たに、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線東バイパスにも近く、共同住宅からも近いことから、利便性も良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、建設工事業・土木工事業等を営む法人が、事業が順調に伸び、既存の車両スペースが手狭となったことから、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線東バイパスにも近く、本社の隣接地であり、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番から18番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に接し、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書19ページを御覧ください。

19番は、17番の転用地に入るための進入路用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、転用地に隣接しており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

20番は、特別議案です。

21番は、特別議案です。

22番は、造園業等を営む法人が、事業が順調に伸びており、既存の事務所、駐車場が手狭となっていることから、新たに露天車両置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道32号線が近く、交通のアクセスも良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成10年に一部造成済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書20ページを御覧ください。

23番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、不動産賃貸業を営む法人が、申請地の周辺で駐車場の要望があることから、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であり、今後も駐車場の需要が十分に見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可取消願2番に関連しています。

26番は、土木建築請負業等を営む法人が、事業の拡大により、新たに高松西部に拠点を設けるため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側と西側が、市道に面しており、交通のアクセスが良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書21ページを御覧ください。

27番は、特別議案です。

28番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側と南側が市道に面しており、周辺は分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

29番の転用者は、現在勤務している工務店を退職し、建築一式を請け負う個人事業主として開業するに伴い、駐車場及び資材置場が必要となることから、新たに露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、自宅兼事務所からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書22ページを御覧ください。

30番は、現在、借家住まいで、子どもの成長に伴い、住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、父母の家からも近いため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3条許可申請所有権33番、5条許可申請使用貸借8番と関連しております。

31番は、現在、車両の駐車スペースが不足しているため、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅からも近く、利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3条許可申請所有権33番、5条許可申請使用貸借9番と関連しています。

32番は、特別議案です。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書23ページを御覧ください。

1 番は、鉄道に関する新設及び補修業等を営む法人が、琴電琴平線の複線化事業に伴う鉄道・土木工事を受注したことから、令和9年3月31日まで、工事期間中の露天資材置場用地として、一時転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が、県道岩崎高松線に面しており、交通のアクセスが良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

使用貸借に係る農地返還通知1番地と関連しています。

2 番は、特別議案です。

3 番は、宅地の造成及び分譲並びに分譲住宅の販売を営む法人が、転用地周辺における受注件数が増加していることから、新たに資材の保管場所が必要となったため、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、県道高松琴平線に近く、また、本社からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が186.60平方メートルあります。

議案書24ページを御覧ください。

4 番は、コンビニエンスストアの駐車場への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、駐車場に隣接しており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5 番は、建設業を営んでいる法人が、申請地の北側で花崗土を採取するのに際し、期間内に工事が完了していないため、引き続き工事期間中の花崗土採取用地として、令和7年4月1日から令和9年4月17日までの間、一時転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、花崗土採取を行う併用地に隣接することから、他の土地に代えて転用することができないため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用山林等が8,771平方メートルあります。

続きまして、使用貸借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書25ページを御覧ください。

1番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、35.03平方メートルあります。

2番は、現在、借家住まいで、家族が増え、住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、相互扶助を見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、令和5年に住宅を建築した際に併せて、申請地に物置を建築していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和5年に建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が245.07平方メートルあります。

4番は、不動産業を営む法人が、来客用及び自社管理用の駐車場を確保するため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側と南側が、市道に面しており、交通のアクセスが良く、集客も見込めること、また、事務所からも近く管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書26ページを御覧ください。

5番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、現在、借家住まいであるが、高松に定住する目途がたったことから、分家住宅用地と

して転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番の転用者は、学習教室を経営しており、保護者が送迎する際の駐車場がなく、不便であるため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、学習教室からも近く、利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、現在、借家住まいで、子どもの成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、父母の家からも近いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5条許可申請所有権30番関連と関連しております。

議案書27ページを御覧ください。

9番は、現在、自家用車の駐車スペースが不足しているため、非農家の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は自宅からも近く、利用がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、441.92平方メートルあります。

5条許可申請所有権31番と関連しています。

10番は、特別議案です。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権25件、賃借権4件、使用貸借9件、計38件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による

許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合職員 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について御説明申し上げます。

議案書28ページを御覧ください。

本件は、令和4年1月12日付けで、農地法第3条第1項の規定により、営農型太陽光発電に係る空中利用として、使用貸借権設定の許可を受けていましたが、事業の中止に伴い3条許可の取消願があったものです。

農地法第5条第1項による許可の取消願1番に関連しています。

以上、議案第7号農地法第3条第1項の規定による許可の取消願について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可の取消願については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合職員 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転について御説明申し上げます。

議案書29ページを御覧ください。

1番、2番は、同一の譲受人であり、所有者の農業廃止により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後はみかん等かんきつ類を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

3番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

3番から6番は、所有者の経営縮小により、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は3番、4番、5番は野菜を、6番はみかんを各々、栽培するものです。

議案書30ページを御覧ください。

7番は、所有者の農業廃止により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を栽培するものです。

8番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は果樹を栽培するものです。

9番から13番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後9番は野菜を、

10番は果樹を、11番、12、13番は水稻を栽培するものです。

議案書31ページを御覧ください。

14番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

議案書32ページを御覧ください。

15番、16番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は菜花等野菜を栽培するものです。16番は、18条6項通知4番に関連しています。

17番は、所有者の経営縮小により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

18番、19番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。

議案書33ページを御覧ください。

20番は、所有者の経営縮小により、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後はみかんを栽培するものです。

21番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人譲り受けるもので、取得後はキャベツを栽培するものです。

22番は、所有者の経営縮小により、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は果樹を栽培するものです。

23番は、所有者の経営縮小により、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後はライムを栽培するものです。

議案書34ページを御覧ください。

24番から27番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後はみかん等かんきつ類を栽培するものです。

議案書35ページを御覧ください。

28番は、所有者の経営縮小により、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

29番から31番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は、29番はみかんを、30番は水稻を、31番はキウイフルーツを各々栽培するものです。30番は、18条6項通知9番、使用貸借に係る農地返還通知10番に関連しています。

32番は、所有者の経営縮小により、新規営農を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は野菜を栽培するものです。

議案書36ページを御覧ください。

33番は、土地整形のため、譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。整形に伴う農地の相互交換の5条許可申請所有権30、31番に関連しています。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転33件について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書37ページを御覧ください。

1番、4番はそれぞれ、昭和60年、平成15年から、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

次に、2番、3番は、令和7年1月より隣接農地の通作の利便のため、農道を拡張して利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設である農道、水路等の用に供する場合」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

河合職員 議案第10号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第16条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の2ページ御覧ください。令和7年2月18日付けで、高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。

これは、3ページのとおり、令和7年2月10日付けで庵治の事業者から、香川県知事宛に土地開発行為協議書が提出されたことによるもので、開発行為を行う土地の所在及び面積は、高松市庵治町字丸山10番13外2筆の1.4478ヘクタールでございます。

4ページに位置図を付しています。

5 ページ以降には土地利用計画図、断面図を付しています。

資料 1 の 1 ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は、土石の採取を行うもので、本申請は同地区を開発していた事業者が土石の採取を中止したため、新たな申請者がそのまま引き継いで開発を行うものです。開発区域の周辺は碎石場に囲まれており、隣接する事業者と協調して採石を行い、開発終了時には洪水調整池等を埋戻し平坦部に植栽を行って森林の回復を図る計画となっております。

2 月 25 日に地区担当農業委員と地区担当者で現地調査を行い、開発区域の下流域には農地が存在することを確認しました。

以上のことを踏まえて、高松市長には、「開発に当たっては、開発区域の下流域に存在する農地、農業施設及び農作物に支障を及ぼすことのないよう万全の措置を講じること。」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第 10 号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 16 条第 1 項の規定による開発計画に対する意見について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第 10 号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 16 条第 1 項の規定による開発計画に対する意見については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 10 号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第 16 条第 1 項の規定による開発計画に対する意見については許可することに決定いたしました。

次に、議案第 11 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について議題いたします。

事務局の説明を求めます。

河合職員 議案第 11 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について御説明申しあげます。

資料 2 を御覧ください。

表紙に記載のとおり、令和 6 年 8 月 9 日付けで、高松国税局長からの調査依頼がありました。

この調査は、相続税の申告期限の翌日から 20 年間農業を継続する条件で納税猶予を受けている農地について、20 年後である現在の利用状況を確認し、報告するものです。

対象者、相続人は、表紙の裏面に掲載しておりますとおり、合計 7 名です。

対象農地は、次ページの横一覧表の記載のとおりとなっております。

全ての農地について事務局職員が現地調査をしたところ、右側の備考欄に記載のとおり、一部の農地について、調査の対象から外れる、農地法第 5 条第 1 項により転用許可をしているものがありますが、その他の対象土地については、すべて農地として適正に利用又は保全管理されていることを確認しました。

以上のことから国税局には、各対象者、各筆の利用状況として一覧表のとおりすべて農地は適

正に利用、管理されている旨報告するものです。

以上、議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について、御審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第11号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 11 号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認については許可することに決定いたしました。

次に、議案第12号 違反転用に係る指導文書の発出についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主任主事 議案第12号 違反転用に係る指導文書の発出について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

本件は、西春日町において、農地を無断転用し、口頭による原状回復命令にも応じなかったことから、第1地区部会で決議し、1ページ目の指導文書を発出するものです。

続きまして、裏面を御覧ください。

指導文書の発出に至るまでの経緯を御説明させていただきます。

土地は、高松市西春日町字南山浦 1623番273 畑 2,437平方メートルであり、場所は、高松市立鶴尾小学校から西へ800メートルにある山の斜面にある畑です。所有者は、高松市香南町吉光446番地 ワラビ株式会社 代表取締役 藤井 正男 代表取締役 野川 さえ子です。

令和7年2月13日(木)に、第1地区地元委員から連絡があり、事務局職員が現地確認を実施したところ、土地の斜面全面に資材を置いており、上部の山林から当該土地の畑にかけて、重機にて太陽光発電設備の基礎となる杭を設置していることから、違法転用状態であることを確認しました。

同日、土地所有者であるワラビ株式会社 代表取締役 藤井正男氏及び社員の2名に連絡し、現地が無断転用状態であるため、早急に工事を中止し、原状回復をしなければ、法的な手続を進めることになり、最終的には、罰則があることを伝えました。

2月17日(月)には、第1地区地元委員2名と事務局職員で現地調査を行いました。

工事の中止及び原状回復をするよう指導したにもかかわらず、工事が進行していたため、現場にいた日本エネルギー総合システム株式会社の現場責任者に、違反転用については、工事関係業者に対しても罰則が適用され、法人の場合は3年以下の懲役又は1億円以下の罰金となることを伝えました。

2月18日(火)には、事務局職員で再度、現地調査を行いました。

工事はストップしているが、状態に変化はありませんでした。

同日に、ワラビ株式会社社員に①2月25日(火)までに現状復旧すること、②農地の上にある太陽光発電設備の基礎となる杭、資材及び機械等全てを撤去しなければ、法的手続を進めること、

③工事請負関係会社にも罰則が適用されることを伝えました。

2月26日（水）には、第1地区地元委員3名と事務局職員で現地調査を行いました。

現地調査の結果、資材及び重機は撤去されていたが、太陽光発電設備の基礎となる杭及び沈砂池に設置されている排水管が残っている状態でした。

3月3日（月）には、委員12名出席する中で、第1地区部会において諮問に掛けました。

2月26日（水）の現地調査の結果を報告し、指導文書の発出に向けた手続を進めることで決議しました。指導内容としては、太陽光発電設備の基礎となる杭及び沈砂池の排水管を撤去し、令和7年3月末日までに原状回復することとなりました。

本件につきましては、相当時間をかけ協議し、表紙の案で第1地区部会委員全員の了承を得たことから、今回、定例総会に諮問するものです。

以上、議案第12号 違反転用に係る指導文書の発出について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第12号 違反転用に係る指導文書の発出については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第12号 違反転用に係る指導文書の発出については、許可することに決定いたしました。

次に、議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第13号、農用地利用集積等促進計画（案）について御説明申し上げます。

資料4を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、令和7年2月14日付けで公益財団法人香川県農地機構理事長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は1枚めくっていただき、1ページ右上のとおり令和7年4月30日となっています。

次に、2ページの農用地利用集積等促進計画（案）を御覧ください。

表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借り上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第13号 農用地利用集積等促進計画（案）について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

御発言が無いようでありますので、議案第13号については、原案のとおり異議のない旨決定し、回

答することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第13号については、原案のとおり異議ない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第14号 農地中間管理権の設定に係る契約等の解除についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第14号 農地中間管理権の設定にかかる契約等の解除について御説明申し上げます。

資料5を御覧ください。

本件の対象農地については、令和5年に香川県農地機構が中間管理権を取得し、担い手に貸付けを開始しましたが、農地の水はけ等の状態が借り手の耕作目的に合わず、借受けを継続できない旨申出があり、借り手と香川県農地機構との間で合意解約が成立しています。

その後、香川県農地機構において、新たな借受人を探索するとともに、適宜、保全管理作業を行っておりましたが、1年が経過しても新たな借受人が見つからず、地域の担い手の状況を踏まえると今後も貸付けを行うことが困難と判断し、農地中間管理事業の推進に関する法律第20条の規定に基づく契約解除について、香川県農地機構が県知事へ承認申請を行うにあたり、市農業委員会の意見を求められているものです。

1枚めくっていただくと、1ページに現場の状況、2ページに契約の解除要領を附しています。
次に3ページを御覧ください。

本件の農地機構への回答案としては「当該農地については、本市における担い手の確保状況など総合的な観点から、今後とも、担い手に利用権を設定することは困難であり、契約を解除することはやむを得ないものと判断する。」としております。

以上、議案第14号、農地中間管理権の設定にかかる契約等の解除について、御審議いただきますようお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

御発言が無いようでありますので、議案第14号については、原案のとおり、意見回答することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第14号については、原案のとおり、意見回答することに決定いたしました。

次に、議案第15号 令和7年度最適化活動の目標設定等(案)についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第15号 令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)について御説明申し上げます。

資料6を御覧ください。

令和7年度の活動目標を作成の上、国・県に報告し、4月末までにホームページで公表することに

なっております。そのために本日の定例総会に議案としてお諮りいたしますが、まだ年度が満了していないため、この中で取扱う農地集積面積や遊休農地面積の数値は、未確定の暫定値であり、4月末の公表までに数値を修正する場合がありますので、その点、予め御承知おきください。

1 ページを御覧ください。

1 の 1 は、令和 7 年 4 月 1 日時点の農業委員会の体制です。

2 の農家・農地等の概要は、それぞれの調査方法に基づく農家・農地・認定農業者等の数値です。

2 ページを御覧ください。最適化活動の目標です。

1 の（1）の農地集積については、①の表の現状とありますが、令和 7 年 4 月 1 日時点の集積面積と集積率の見込みです。

②の令和 7 年度の集積面積の目標は、1 年あたりの新規集積目標面積は 322 ヘクタールとなっています。

次に（2）の遊休農地の解消についてです。

①の表の現状の部分が、令和 6 年度の利用状況調査の結果の見込みの数値です。

②の目標については昨年度の数値のままとしており、アの a、緑区分の遊休農地の単年度解消目標は、20 ヘクタールとしています。

次に b、黄区分の遊休農地については、解消のための工程表を作製することとしています。

イの令和 6 年度に新規発生した緑区分の遊休農地については、令和 7 年度内に全て解消することとしています。

3 ページを御覧ください。

（3）新規参入の促進については、令和 4 年度から 6 年度までの新規参入実績はここに記載のとおりです。

②の目標は、直近 3 年間の権利移動面積の平均値の 10 分の 1 の面積 26.9 ヘクタールの農地について、令和 7 年中に「新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する」ことを目標とすることが求められています。

2 の最適化活動の活動目標ですが、（1）最適化活動を行う委員一人当たりの目標日数は、7 年度は、一か月あたり 10 日を目標としています。

（2）活動強化月間の設定は、農業相談会のある 7 月と 12 月を農地集積の強化月間とし、農地の利用状況調査がある 8 月から 9 月までを遊休農地対策の強化月間としています。

最後に（3）新規参入相談会への参加目標は年 4 回としています。

以上、令和 7 年度の最適化活動の目標設定については、本日御承認をいただいた後、県へ報告すると共に、4 月末までにホームページで公表いたします。

なお、令和 6 年度の活動の点検・評価については、改めて 6 月の定例総会でお諮りする予定です。

説明は以上でございます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

御発言がないようでありますので、議案第 15 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定等(案)については、承認することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

議 長 御異議がないようですので、議案第15号 令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)は、承認することに決定いたしました。

次に、議案第16号 高松市地域計画の策定について議題といたします。

この件については、先月の定例総会において、意見照会が高松市長からではなかったこと、及び地域における協議の結果が反映されていないこと、この2点について問題提起があったことを受けて、本日、改めて審議をお願いするものです。

審議に先立ちまして、この件の背景やこれまでの経緯等について、まず、農業委員会事務局の説明を求めます。

山上事務局長 議案第16号 高松市地域計画の策定について御説明申しあげます。

資料7を御覧ください。

本件につきましては、前回の定例総会において、意見照会が市長からではなかったことについては谷口職代から、地域における協議の結果が反映されていないことについては川原地区部会長から、それぞれ問題提起の御発言がございましたが、これまでの経緯等を含めて本件の争点について、私から御説明を申しあげます。

まず、意見照会が市長からではなかったことについては、地域計画の策定に当たっては、関係者の意見を聴きなさいとすることが、農業経営基盤強化促進法第19条第6項で定められております。

その一部を読み上げますと、「市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならない。」とするものでございます。

市町村が意見を聴かなければならないと規定しておりますので、高松市長が農業委員会等関係者の意見を聴くのが手続としては正当な流れとなります。

しかしながら、先月の意見聴取の諮問文書は、高松市農業基本対策審議会農業所得対策部会部会長から寄せられたものであり、谷口職代が問題提起された次第であります。

また、経緯といたしましては、意見聴取の諮問文書を寄せた農業所得対策部会が先月の定例総会を開催して4日後となる2月14日に開催されました。

私も、当局、説明する側として出席しておりまして、農業委員会の代表として委員を務められている三笠会長ほか、複数の委員から意見聴取手続の再検討を求める発言が相次ぎ、結果的に、本日添付しております資料7のとおり、高松市長からの意見聴取の諮問文書が寄せられました。

次に、地域における協議の結果が反映されていないことについては農水省が発出している「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」では、地域での協議の結果を踏まえ、地域計画を定めるとしております。

このような中、昨年夏に市内30地域において協議の場が開催され、それぞれの地域の農業者等から、特に、農作業受委託等による農地利用について目標地図に表示すべきとの意見・要望があったようですが、農林水産課では地域計画の目標地図に地域での協議の結果等を加筆・修正せず

に、農業委員会が作成、提供した目標地図素案をそのまま添付している状況でありまして、川原地区部会長は、これを問題視して農林水産課の対応を質されたものであります。

また、経緯といたしましては、先月の定例総会以降、農林水産課と当事務局との間で複数回にわたって協議調整を行いまして、後ほど、農林水産課から説明があるかと存じますが、地域計画の策定は、今年度中、すなわち今月中が期限に決められておりますことから、地域における協議の結果の反映は、時間的な、いとまがないことから、一旦、策定した後に、最初に変更する際に適切に対応するとともに、今後においても、地域の声には真摯に対応される意向である旨、伺っております。

さらに、先月の会議の折、中田委員から資料にページを付与されたいとの要望がございましたが、その点につきましても、今回、農林水産課から改めて資料提供がございまして、資料7の裏面のとおり、タブレット上でページがふられておりますことをお伝えしておきます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局からの説明は終わりました。

この議案に関して農林水産課から発言の申入れがあります。

これを認めることに御異議ございませんか。

（「異議無し」の声あり）

御異議がないようでありますので、農林水産課の入室を許可し、発言を認めることとします。

（農林水産課職員入室）

それでは、農林水産課の説明を求めます。

安田農林水産課課長 市内30地区で、今年度中の地域計画（案）の策定を行っているところで、先月、地域からの要望が反映されていないという御指摘を踏まえ、目標地図に反映していく所存であります。年1回4月の協議の場を持たしていただき、地域の実情・必要に応じ各地区の多様な担い手を確保していきます。農作業受委託等の多様な担い手の変更・反映につきましては、すべてを対面で行うのは難しいが、地元負担の掛からない形で策定する旨検討しております。最後になりますが、地域計画の運営に、御理解・御協力を賜りますようお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

谷口委員 私が問題提起した、意見聴取に係る諮問文書は、資料7のとおり高松市長から寄せられましたので、この件については解決しました。

農林水産課さんありがとうございます。

ただ、川原地区部会長が先月の定例総会で問題提起された「地域における協議の結果の反映」についても本当に大事なことでありまして、地域計画の策定期限が今月中ということで、その期間内での対応が困難ということも理解しております。

そこで、農林水産課さんには、一旦、地域計画を策定した上で、速やかに対応していただきたいという思いを込めて、農業委員会の回答として、「地域における協議の結果の反映など、適切に対応されたい。」との意見を附して回答することを提案いたします。

議 長 担い手の認定・育成については、多様な農業人材を募るやり方で周知し、他市町の情報を

勉強していく中で、農業委員の御指導・御鞭撻を仰ぎながら幅広い意見を求め、地域計画をより良いものにしていくことが大切である。地域計画の策定は、単なる会合で終わるものでない。くれぐれも地域計画自体の形骸化には気を付けてもらいたい。

ほかに、御発言がないようでありますので、議案第16号 高松市地域計画の策定については、「地域における協議の結果の反映など、適切に対応されたい。」との意見を附して、回答することに御異議ありませんか。

（「異議無し」の声あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第16号については、「地域における協議の結果の反映など、適切に対応されたい。」との意見を附して、回答することに決定いたしました。

（農林水産課職員退室）

議 長 続きまして、報告案件にうつります。

報告事項 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告及び説明を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

お手元の資料8を御覧ください。

令和7年2月4日から令和7年3月3日分まででございます。

まず、許可件数でございますが、1月以前の議決分といたしまして、4条が0件、5条が8件、2月議決分といたしまして、4条が5件、5条が11件、合計で4条が5件、5条が19件です。

許可保留件数につきましては、1月以前の議決分といたしまして、4条が1件、5条が15件、2月議決分といたしまして、4条が0件、5条が3件、合計で4条が1件、5条が18件です。

取下げにつきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容につきまして、御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。

令和7年1月議決分の2番が、表の右端欄のとおり、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

2ページを御覧ください。

次に、5条関係です。

令和6年8月議決分の所有権2番、8番、11番、26番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、法定外占用、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

次に、令和6年9月議決分の所有権23番が、表の右端欄のとおり、開発許可、法定外占用により、許可保留となっております。

次に、令和6年11月議決分の所有権6番、13番、16番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、道路工事承認未了、法定外占用、開発許可により、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

令和6年12月議決分の所有権1番、5番、6番、11番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、造

成未了、開発許可により、許可保留となっております。

次に、令和7年1月議決分の所有権2番、9番、11番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により、許可保留となっております。

最後に、4ページを御覧ください。

令和7年2月議決分の所有権1番、6番、8番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了、造成未了、法定外占用により、許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は、以上です。

山上事務局長 続けて、連絡事項を申しあげます。

農業委員及び農地利用最適化推進委員を含む、特別職の報酬につきましては、令和6年度高松市議員報酬、市長及び副市長の給料等審議会において、市長及び副市長の給料をプラス1.1%の増額改定を適当とする答申が去る1月22日に出されました。

これを受けて、その他の特別職の給料、報酬につきましても、これに準拠して増額改定を行うこととして、現在会期中の3月定例市議会におきまして、「高松市特別職の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正」議案が審議されているところでございまして、もし、この条例が議会で議決されますと、皆様方の報酬額も令和7年度分の来月から増額となります。

現時点では議会での議決が未だですので、皆様方にはあくまで情報提供となりますが、新たな報酬額を申しあげます。

まず、農業委員は

会長が57,500円から58,100円

会長職務代理者が44,900円から45,400円

委員が40,000円から40,400円

そして、農地利用最適化推進委員は35,000円から35,400円

となります。

今月末の各地区部会が開催される頃には、議決も済んで、確定すると思いますので、また、各地区部会におきまして、改めて情報提供させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の報告及び説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これにて、令和6年度第12回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後5時31分 閉会